

事業者の皆様へ

屋外広告物には ルールがあります



事業者(広告主)

看板を出したいけど、
何か手続きが必要なの？

看板を出す前に
県知事(市長)の
許可が必要です!



原則として許可が必要です!

屋外広告物を表示するときは、原則として**熊本県知事(熊本市長)の許可**が必要です。

屋外広告物を表示する敷地・建物が自己の所有であっても、原則として許可が必要です。

例外的に許可が不要な場合があります。

一定の面積以内の広告など、許可が不要な場合もありますので、詳しい内容については、屋外広告物を表示する地域によって、**裏表紙の担当窓口**へご確認ください。

屋外広告物とは？



これらは全て屋外広告物になります。



屋外広告物って色々あるんだね

屋外広告物の考え方

屋外広告物とは

常時又は一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される広告板、広告塔、屋上広告、壁面広告、突出広告、看板、立看板、はり紙、はり札、のぼり、アドバルーンなどです。

文字だけでなく、会社のシンボルマークなど、絵画的なものも含まれます。



屋外広告物のルール

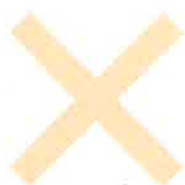


表示できる面積・高さなどに基準があります。

地域（道路等の沿線、商業地域、国立公園等）ごとに表示できる面積、高さなどに基準があります。

また、屋外広告物の設置が禁止されている物件（街路樹、ガードレール、道路標識等）があります。

違反屋外広告物の例



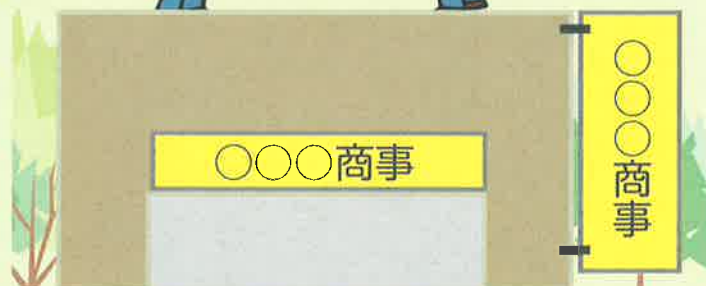
なるほど!



屋外広告物の設置は「登録業者」へ依頼を

屋外広告業者は登録制です。

熊本県内（熊本市除く）に屋外広告物を設置するときは、熊本県登録業者に依頼してください。（熊本市内は、熊本市登録業者に依頼してください。）



登録業者へ依頼
すればいいんだね!



良好な景観のため、安全のため



屋外広告物を表示する場合は、色彩、デザインなど周囲の景観への影響も考えましょう。

また、通行者や運転者の見通しを妨げたり、腐食、倒壊などがないようにメンテナンスを行いましょ。



景観を
考えたほうが
いいね



広告主は、表示している屋外広告物に責任を負っています。

(熊本県屋外広告物条例第26条 広告主の責務等)

広告主もきちんとルールを確認し、美しい景観づくり、屋外広告物による事故のないまちづくりに協力しましょう。

表示する地域	担当窓口	電話番号
宇土市・宇城市・美里町	県央広域本部宇城地域振興局土木部維持管理調整課	0964-32-2110
上益城郡内	県央広域本部上益城地域振興局土木部維持管理調整課	0967-72-1109
菊池市・合志市・菊池郡内	県北広域本部土木部維持管理課	0968-25-2167
荒尾市・玉名市・玉名郡内	県北広域本部玉名地域振興局土木部維持管理調整課	0968-74-2143
山鹿市	県北広域本部鹿本地域振興局土木部維持管理調整課	0968-44-5152
阿蘇市・阿蘇郡内	県北広域本部阿蘇地域振興局土木部維持管理調整課	0967-22-1118
八代市・氷川町	県南広域本部土木部維持管理課	0965-33-4166
水俣市・葦北郡内	県南広域本部芦北地域振興局土木部維持管理調整課	0966-82-2530
人吉市・球磨郡内	県南広域本部球磨地域振興局土木部維持管理調整課	0966-24-4119
天草市・上天草市・苓北町	天草広域本部土木部維持管理課	0969-22-4672
熊本市	熊本市都市建設局開発景観課	096-328-2507

発行元：熊本県広告景観向上推進協議会

事務局：熊本県土木部道路都市局都市計画課景観公園室景観班 TEL：096-333-2522